

# 仕 様 書

委託業務の名称      ごみ積替運搬業務（旭中継施設分）

委託業務の場所      旭中継施設（旭市ニの5938番地1）ほか

この仕様書は、ごみ積替運搬業務（旭中継施設分）の概要を示すものであり、受注者は現状に応じて、ここに記載のない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

## 1 業務の目的

旭中継施設（以下「中継施設」という。）から東総地区クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）への一般廃棄物の運搬業務等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 発注者所有の車両による中継施設（旭市ニの5938番地1）からクリーンセンター（銚子市野尻町1678番地の1）への一般廃棄物の運搬
- (2) 中継施設における一般廃棄物の受け入れ補助作業
- (3) 上記(1)、(2)に付帯する業務

## 3 使用車両

発注者が指定する次の車両とする。

- (1) 大型塵芥車 1台  
全長：約 1,025 cm 車幅：約 249 cm 車高：約 338 cm  
車両総重量：約 21,990 kg  
(最大積載量：約 7,400 kg 車両重量：約 14,480 kg)
- (2) 中型塵芥車 1台  
全長：約 645 cm 車幅：約 212 cm 車高：約 260 cm  
車両総重量：約 7,995 kg  
(最大積載量：約 2,400 kg 車両重量：約 5,430 kg)
- (3) 脱着式コンテナ車 1台（表記寸法はコンテナ積載時の数値）  
全長：約 634 cm 車幅：約 220 cm 車高：約 247 cm  
車両総重量：約 7,970 kg  
(最大積載量：約 3,850 kg 車両重量：約 4,010 kg)

※車両整備などの特別な事情の際は、発注者の指定する車両に変更する場合あり。

## 4 履行期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

## 5 作業実施基準

- (1) 中継施設において一般廃棄物の受け入れ作業の補助を行うこと。
- (2) 使用車両への一般廃棄物の受入・積載状況に応じて、適宜クリーンセンターへ運搬し、ごみピットに投入、またはストックヤードに搬入すること。

- (3) 運搬作業にあたっては、原則として、大型塵芥車 1 台につき運転手 1 名以上を配置すること。また、中型塵芥車及び脱着式コンテナ車の計 2 台につき 1 名以上を配置すること。
- (4) 運搬作業にあたっては、他の車両等の通行の妨げとならないよう注意すること。
- (5) 運搬作業中における一般廃棄物の飛散及び流出を防止すること。
- (6) 使用車両への燃料補給の方法については、発注者が指定するものとする。
- (7) 使用車両の始業前点検を常に行い、万全の注意を払うこと。使用車両に異常が生じた際は、直ちに発注者へ報告すること。
- (8) 使用車両の清掃について、大型塵芥車及び中型塵芥車は荷箱内も含めて 1 週間につき 1 回以上、脱着式コンテナ車はコンテナ内も含めて適宜実施すること。なお、清掃の際には、クリーンセンター内にある洗車設備（高圧洗浄機）を利用できるものとする。
- (9) 作業日ごとに、別添「運搬業務報告書」に所定事項を記載し、発注者へ提出すること。

## 6 作業日及び作業時間

- (1) 作業日 原則日曜日を除く毎日。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く。
- (2) 作業時間
  - ①大型塵芥車 午前8時00分から午後4時45分まで
  - ②中型塵芥車及び脱着式コンテナ車  
午前8時30分から午後4時15分まで※大型塵芥車の清掃については、作業時間外の実施を考慮するものとする。

## 7 運搬経路

中継施設からクリーンセンターまでの運搬経路は、発注者の指示によるものとする。

## 8 業務に必要とされる要件

- (1) 大型塵芥車の運転にあたっては、大型自動車（第一種または第二種）運転免許所持者を配置できること。また、中型塵芥車及び脱着式コンテナ車の運転にあたっては、原則、中型自動車（第一種または第二種）運転免許所持者を配置できること。
- (2) 労働安全衛生法に基づく運転手の適正な健康管理が図れること。
- (3) 運転手の休暇取得、病休その他事故等の際、代替運転手による業務の確実な履行が図れること。
- (4) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

- (6) 自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の6に定める基準に基づき他人に委託して受託業務を実施する者であること。

## 9 経費の負担等

- (1) 使用車両の維持管理（道路運送車両法による自動車検査整備、法定点検、継続検査、タイヤ交換等）に係る費用、自動車重量税及び車両故障時の修繕に係る費用については発注者が負担するものとする。

ただし、受注者の故意により使用車両に故障等の損害が発生した場合は、その修繕に係る費用は受注者が負担するものとする。

- (2) 使用車両への燃料補給に係る費用は、発注者が負担するものとする。
- (3) クリーンセンター内の洗車設備（高圧洗浄機）で使用車両を清掃する際の水道使用に係る費用は、発注者が負担するものとする。ただし、別の場所で受注者が任意に使用車両を清掃する場合は、その費用は受注者が負担するものとする。
- (4) 発注者は自動車損害賠償責任保険及び公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済（任意保険）に付保するものとする。

## 10 その他

- (1) 受注者は、災害、交通事故、その他やむを得ない理由により業務に支障が生じ、または生じる恐れがあるときなどの緊急時には、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 万が一事故が発生した場合は、受注者の責任においてその解決に努めること。
- (4) 異常気象等の天災により、安全な業務の履行が困難となることが予想される場合は、発注者と受注者による協議の上、作業日及び作業時間の変更並びに業務の休止をすることができるものとする。なお、業務の履行が困難な状況が発生した際も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上、定めるものとする。